

教育等の振興に関する施策の大綱（案）

I 大綱の位置づけ

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき地方公共団体の長が策定する大綱として位置付けられるものです。

II 大綱の期間

平成28年度から平成32年度まで

III 基本方針

- 1 次世代を担う人材を育成するまちづくり
- 2 誰もがいきいきと学習し、活動できるまちづくり

IV 基本目標

①子どもたちの可能性を伸ばす学校教育の推進

子どものもっている可能性を伸ばし、その能力を活かす教育を進めるため、教育環境を整え、学習意欲と体力の向上を目指します。

②地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくり

家庭、学校、地域そして行政が連携し、子どもの成長に応じた教育や支援を行い、ふるさとを大切にする次世代への人づくりを推進します。

③安全・安心な学校教育の確保

快適に学べる教育環境の整備を進め、子どもたちの心のケアや防災教育の充実を図ります。

④生涯を通じて自主的に学習できる環境づくり

子どもから高齢者まで、生涯にわたって主体的に自己の能力と個性を磨き、その成果を地域に還元できる生涯学習の環境づくりを進めます。

⑤健康で誰もが楽しめるスポーツ環境づくり

誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境をつくるため、適正な施設の整備や維持管理、指導体制の充実を図ります。

⑥市民の芸術・文化活動の充実

芸術・文化活動の奨励と支援活動、発表の場の提供などを通じて、市民の豊かな心を育む芸術文化活動の振興を図ります。

⑦貴重な文化財・歴史遺産の保存と継承

古くから受け継がれてきた東松島市の風致景観や歴史的な遺産を保護するとともに、文化財に親しみ、活用する活動を展開します。